

東青地域県民局長 様

住所 申請者 氏名 (納税義務者) 印 (電話 - 局 番) 個人番号

自動車税環境性能割 身体障害者等に係る 軽自動車税環境性能割 自動車税種別割 減免申請書(新規・変更)

青森県県税条例 第160条の5第1項第1号 第160条の16第1項第 号 に該当し、同項の規定による減免を受けたいので下記のとおり申請します。

自動車 (標区) 青...0 青森...1 八戸...2 弘前...3 身体障害者等 住所 申請者と同じ 手帳等と同じ 生年月日 別紙のとおり【手帳等(写)】 登録番号 1-15 16-18 45-46 47-49 50-51 52-53 54 55-66 67 68 別紙のとおり【自動車検査証(写)】 ↓ 定置場 ※下記の記載を省略できます。 種類 車名 用途 形状 取得年月日 運転者 住所 申請者と同じ 免許証と同じ 職業 会社員・自営業・農業・無職 その他() 自動車の使用目的 (身体障害者等以外の方が自動車を運転する場合に記載してください。) 専ら、身体障害者等が 【通学・通院・通所・生業】 のために乗車するため ※ 下記「通学等に関する申出書」及び「生計同一証明書等」が必要となります。 運転免許証 番号 69-80 種類 条件 交付年月日 有効期限 手帳交付番号又は公費負担医療の受給者番号 障害名 身体障害者手帳等 該当するものにチェックしてください。 □身体障害者手帳 □療育(愛護)手帳 □戦傷病者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □別紙のとおり【運転免許証(写)】 ↓ ※ 下記の記載を省略できます。 □別紙のとおり【手帳等(写)】 ↓ ※ 下記の記載を省略できます。 自動車税種別割(課税額) 自動車税環境性能割(課税額) 軽自動車税環境性能割(課税額) 障害コード 障害の程度 年号コード 手帳等の交付年月日 受付県税 部コード 該当・非該 当コード 自動車税種別割(申請額) 自動車税環境性能割(申請額) 軽自動車税環境性能割(申請額) 区分 級(項(款)症) 号 101~107 108~114 115 97 98 99 100 116 117 118 119 120 121 122 123 124

<EXAE090402>

登録番号 減免申請年月日 氏名 月分 1-16 17-22 23-25 27-29 31-33 35-36

<EXAE090601>

(注)アミの入っている部分は記入しないでください。

身体障害者等の通学等に関する申出書

青森県県税条例施行規則 第12条の4第2項 第13条の2第2項 の規定により下記のとおり申出します。

区分 □通学 □通院 □通所 □生業 通学、通院、通所又は仕事先 所在地 名称 回数 週・月・年に 回使用 ※1 期間 . . から . . まで (通年) 理由等 【通院の場合】(病名)※2 の診療検査のため

※1 「回数」の「週・月・年」欄の該当するものを○で囲んでください。 また、使用回数は往復で1回とし、1日に数回使用する場合でも1回としてください。

※2 (病名)は、正式な病名でなくても差し支えありません。

[申請方法]

次の1から5までに掲げるものを持参して、東青地域県民局県税部か、お近くの地域県民局県税部で、申請の手続を行ってください。

- 1 次の手帳のいずれか。
 - (1) 身体障害者手帳
 - (2) 戦傷病者手帳
 - (3) 療育(愛護)手帳
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳

- 2 運転免許証

- 3 自動車検査証

- 4 認印

- 5 身体障害者等と生計を一にする方又は障害者世帯重度身体障害者等を常時介護する方が自動車を運転する場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書
 - (1) 身体障害者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
 - (2) 戦傷病者の場合は、県の健康福祉政策課長の証明書
 - (3) 知的障害者の場合は、福祉事務所又は町村の長の証明書
 - (4) 精神障害者の場合は、地域県民局長、青森市福祉事務所長又は八戸市福祉事務所長の証明書

注 「個人番号」欄には、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。